

報道関係者各位

読売巨人軍及び日本プロフェッショナル野球組織に対する
交渉申入れについて

2017年9月25日

日本プロ野球選手会事務局





当会は、本日、再度の交渉申入れを行いました。



- 当会は、プロ野球選手の「労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ること」(労働組合法2条本文)を主たる目的とする労働組合です。
- 読売巨人軍が、当会の組合員である山口選手に対して行った処分は、当会の組合員全員の労働条件に影響を与える可能性があることから
当会は、労働組合として、交渉を申し入れる正当な権利を有しています。



当会が求めているポイント

読売巨人軍が山口選手に対して科した罰金・減額処分の再検討

NPBの過去の事例、MLBの事例、Jリーグの事例と比較すると異常なまでに重い処分

読売巨人軍が行った山口選手との契約の見直しの撤回

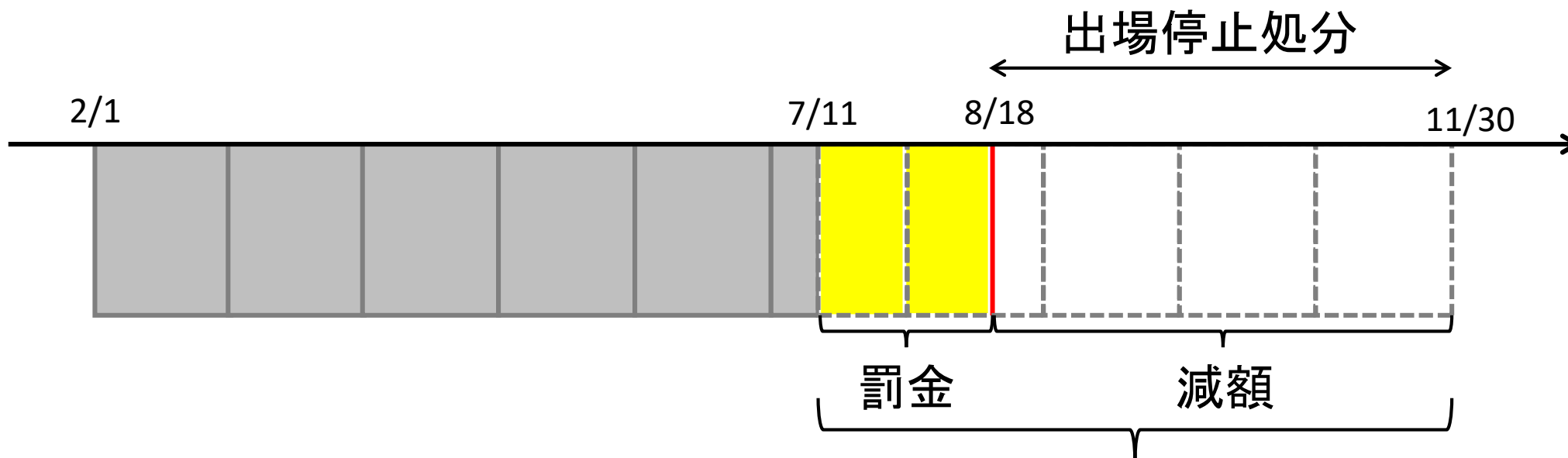
優越的地位にある巨人軍による契約の不利益変更は独禁法違反、野球協約60条にも違反

コミッショナーによる読売巨人軍の協約違反・法令違反の調査等

法令及び野球協約に違反する読売巨人軍の行為を調査、裁定するのはコミッショナーの責務



ポイント① 罰金・減額処分の再検討



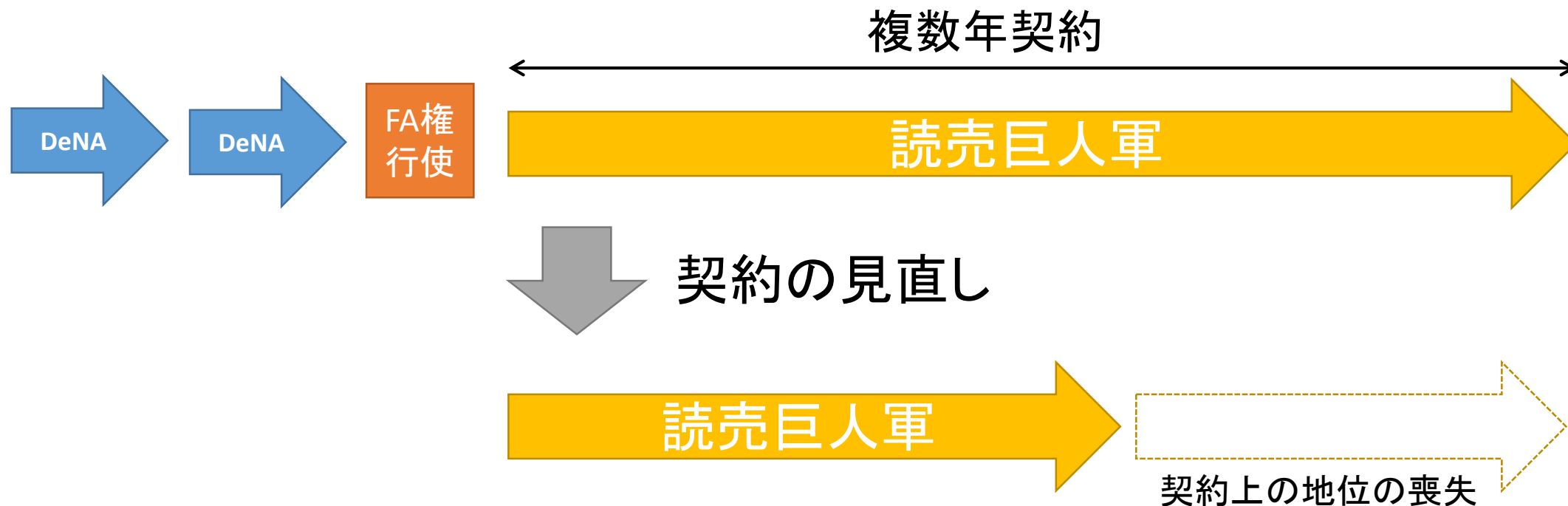
総額**1億円**以上

以下のプロスポーツ界の不祥事処分の実務と比較しても、
読売巨人軍のした罰金・減額処分は、異常なまでに重い処分

- 資料1 過去の日本プロ野球界の処分例: 1億円以上のペナルティを受けた事例なし
- 資料2 メジャーリーグでは、資格停止処分を科す場合でも、罰金処分は科さない例が多く存在
- 資料3 サッカーリーグでは、出場停止期間中、一定割合に限って、減俸をする実務が定着



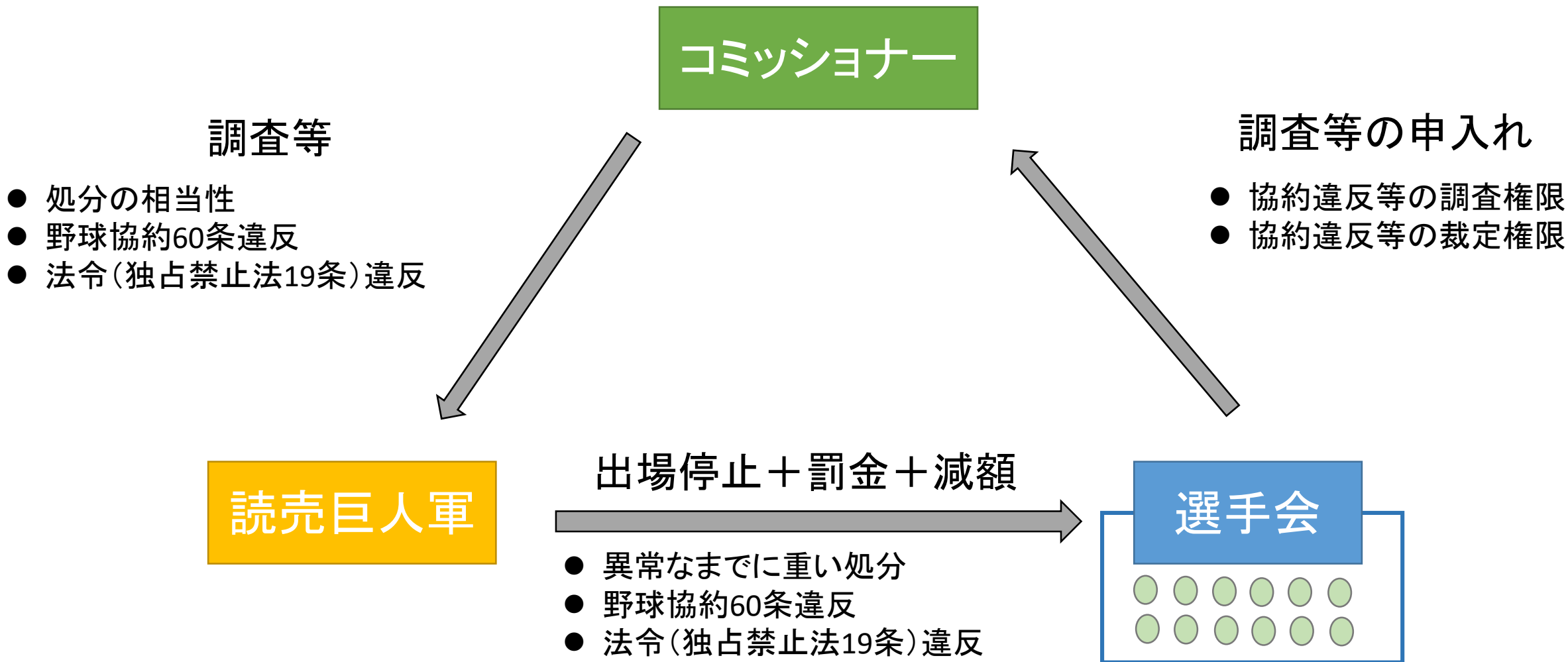
ポイント② 契約の見直しの撤回



1. 協約60条に規定されていない懲戒処分を科しているため、協約違反
契約の見直しは、実質的には、対象選手に対し不利益を科す懲戒的性質のある処分である。
2. 巨人軍による契約の見直しは、「優越的地位の濫用」にあたり、独禁法違反
 - 今後の事業活動への影響から、不合理な不利益を受ける契約見直しへの同意を余儀なくさせられた。
 - 契約の見直しは、選手全体の契約を不安定にし、かつ、FA権の有用性を大きく低下させるもの
→ プロ野球界の公正な競争秩序の維持・促進の立場からは認められてはならない。



ポイント③ 読売巨人軍の協約違反・法令違反の調査等





当会との交渉に誠実に応じない場合



東京都労働委員会

労働組合と使用者との間で生じた紛争を、公正・中立の立場から解決する行政委員会

不当労働行為救済申立て

- 交渉に誠実に応じないことは不当労働行為(労組法7条2号違反)



公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

公正な競争秩序を守るために設置された独占禁止法の運用を行う行政委員会

違反の申告・調査の申立て

- 読売巨人軍の契約見直しは不公正な取引方法(独禁法19条)

選手会

